

特別支援学校の定期点検業務と中長期修繕・改修計画の策定に向けた作業について

総務部財産活用課

1 背景

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠である

2 中長期修繕・改修計画（個別施設計画）

今後も継続していく施設について、長期的な視点をもって、施設毎に必要な修繕や改修工事を適切な時期に着実に実施し、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するため、点検・診断等により得られた施設毎の状態等から、修繕や改修工事の優先順位やその時期、費用等に関する計画を、平成32年度末までに策定する

◇ 長野県ファシリティマネジメント基本計画（H29.3策定）の基本方針として設定

3 計画の策定項目

各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す事項を記載し、メンテナンスサイクルの核となる計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する

① 対象施設 ;

庁舎・事務所	320施設	県庁・合同庁舎、警察署ほか
社会・文化・体育施設	46施設	文化会館、県立歴史館ほか
県立学校	111校	高等学校、特別支援学校ほか
職員宿舎	288棟	知事・教育委員会・警察部局
県営住宅	920棟	
合計 1,685箇所		

② 計画期間 ; 10年間（平成33年度から平成42年度まで）

③ 対策の優先順位の考え方 ;

劣化や損傷の状況、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、計画を実施する際に考慮すべき事項、それらに基づく優先順位の考え方

④ 個別施設の状態等 ; 施設毎に点検等により得られた状態を整理

⑤ 対策内容と実施時期 ;

施設毎に次回の点検時期や修繕・改修工事等の対策内容や実施時期を整理

⑥ 対策費用 ; 計画期間内に要する修繕・改修工事に要する概算費用

4 県有施設定期点検業務の実施

県有施設定期点検業務を外部委託により建築士等の有資格者による点検を実施

建築基準法第12条第2項の規定による特定建築物を対象とし、平成30年度は高等学校及び特別支援学校、平成31年度はそれ以外の施設について行う

点検項目以外の建築設備についても経過年数や劣化状況などを点検・調査し、点検結果やその結果から優先度の高低4段階の判定作業・優先度の高い項目への改善方法の提言などを報告書に取りまとめて提出

- 目標使用年数 75年（日本建築学会 RC造の設計耐用年数 65年）
※老朽化した施設や狭隘な施設で長寿命化に適さないものは除く

財産管理者は受け取った報告書の結果から優先順位の高い項目を確認し、見積書の徴集、修繕・改修予定項目の確定などを行う

5 スケジュール

■中長期修繕・改修計画（個別施設計画）の策定スケジュール

